

「公有財産売却の参加に当たっての注意事項」

高槻市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「高槻市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

- 1 現在、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しておりません。
- 2 過去 2 年間、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当したことはありません。
- 3 次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不適当と高槻市に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延すること。
 - (9) 落札及び売買代金納付後、高槻市の公有財産売却にかかる「公有財産売却ガイドライン」に定める引渡し指定日までに落札した公有財産の引渡しを受けないこと。
- 4 高槻市の公有財産売却にかかる「公有財産売却ガイドライン」、「物件情報」の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴職に対し一切の異議、苦情を申し立ていたしません。
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団、及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではありません。
また、これら暴力団及び暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有しております。
- 6 高槻市暴力団排除条例（平成 25 年高槻市条例第 33 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団関係者ではありません。
- 7 暴力団及び暴力団員の依頼を受けて入札に参加及び応募しようとするものではありません。
- 8 暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供

されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃借いたしません。

- 9 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそれら団体に属しておりません。
- 10 当方の提出した書類から確認できる個人情報を貴職が高槻警察署に提供することに同意します。
- 11 貴職から求めがあれば、当方の役員等名簿（生年月日を含む）を提出し、これらの書類から確認できる個人情報を貴職が高槻警察署に提供することに同意します。

高槻市公有財産売却ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件など

1 公有財産売却の参加条件

（以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。）

（1）地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に各号該当すると認められる方

（参考：地方自治法施行令（抄））

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (2) 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員のほか、以下の各号に掲げられた者
- 一 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - 二 暴力団又は暴力団員が經營に実質的に関与している者
 - 三 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - 四 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - 五 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - 六 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不正に利用している者
- (3) 18歳未満の方
- (4) 日本語を完全に理解できない方
- (5) 高槻市が定める本ガイドライン及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (6) 当該入札に係る公有財産（物件）に関する事務に従事する高槻市職員
- (7) 公有財産買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却（動産）は、地方自治法などの規定にのっとって高槻市が執行する一般競争入札およびせり売りの手続きの一部です。
- (2) 正当な理由なく落札者が引渡し期限までに、物件を引取りされなかつた落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、以後2年間高槻市の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます）上の公有財産売却の物件詳細画面や高槻市において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。
- (4) 一般競争入札を行う物件については、現状での引渡しとなりますのでご了承ください。
- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申込みなど一連の手続きを行ってください。
- ア 参加仮申込み売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行って

ください。

- (6) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

(1) 動産

- ア 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など高槻市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- イ 落札者が売払代金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

4 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア 公有財産売却の参加申込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名 など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ 入札者の公有財産売却の参加者情報およびログイン ID に登録されているメールアドレスを高槻市に開示され、かつ高槻市がこれらの情報を高槻市公文書管理規程に基づき、5 年間保管すること。

高槻市から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号が売却システム上において一定期間公開されること。

エ 高槻市は収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める参加条件の確認または同条第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などをを行うことを目的として利用します。また、入札参加者等が暴力団関係者でないことを確認するため、高槻警察署等へ照会します。（地方自治法施行令第 167 条の 14 で準用する「せり売り」の場合も含みます）

第2 せり売形式で行う公有財産売却の手続き

せり売形式の売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する自動入札システムおよび入札単位を使用しています。

本章における入札とは、売却システム上の「入札額」欄へ希望落札金額の上限を入力することおよび入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。また、本章においては、「入札」はせり売形式の入札を、「入札者」はせり売りの参加申込者を、「入札期間」はせり売期間を指します。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、売却システム上の「現在価格」または一度「入札額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、入札参加者などの都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

高槻市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2 落札者の決定など

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、高槻市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。また、売却システム上では、2人以上が同額の入札価格（上限）を設定した場合、先に設定した人を落札者として決定します。

(2) せり売終了の告知など

高槻市は、落札者を決定したときは、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格を売却システム上に一定期間公開することによって告げ、せり売終了を告知します。

(3) 高槻市から落札者への連絡

落札者には、高槻市から入札終了後の入札確定日時以降に、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

(4) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。

3 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

高槻市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより、案内します。

ア 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

イ 決定金額における消費税は、国内において事業者が事業として対価を得て行われる取引を課税の対象としています。市町村は事業者ではないため消費税は非課税という考え方になります。なお、動産の場合には、決定金額に消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が引渡し期限までに、物件を引取りされなかった場合および落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。

4 売払代金の納付

(1) 売払代金の金額

売払代金の納付は、落札金額となります。

(2) 売払代金の納付期限

落札者は、売払代金を物件の引渡し期限までに、一括で納付してください。

売払代金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。

(3) 売払代金の納付方法

売払代金は、高槻市が発行する納付書により、引渡し期限までに納付してください。

第3 公有財産売却の財産の権利移転および引渡しについて

1 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金を納付したときに権利移転します。

2 権利移転の手続きについて

(1) 動産の場合

- ア 公有財産の引渡しは売払代金の現状有姿で行います。
- イ 公有財産の引渡しを受ける際には、落札者本人確認のため、本人確認ができる公的機関発行の証（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）および高槻市より落札者へ送付された電子メールを印刷したもの、もしくは、文書を確認できる端末などを提示してください。
- ウ 引渡しに係る一切の費用は、落札者の負担となります。
- エ 引渡しを受けた後、「リサイクル用自転車受領書兼誓約書」を提出してください。
- オ 引渡しを受ける際、販売証明書をお渡しいたしますので、販売証明書を最寄りの自転車販売店等に持参のうえ、防犯登録の手続きを行ってください。なお、防犯登録は法律により義務付けられています。

3 その他

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、引渡し後に発生した財産の破損、焼失など高槻市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

(2) 一度引き渡しを受けた財産は、いかなる理由があっても返品、返金、交換などはできません。

第4 注意事項

1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア 公有財産売却の参加申込み受付が開始されない場合
 - イ 公有財産売却の参加申込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
 - ウ 公有財産売却の参加申込み受付が入札開始までに終了しない場合
 - エ 公有財産売却の参加申込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申込みを取り消すことができない場合
- (2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア 入札の受付が開始されない場合
 - イ 入札できない状態が相当期間継続した場合
 - ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合
- (3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、せり売形式において入札終了後相当期間経過後も落札者を決定できない場合となった場合は公有財産売却の手続きを中止することができます。

2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込み開始後に公有財産売却を中止することができます。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することができます。

3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、高槻市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、高槻市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなど

の不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、高槻市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

- (4) 公有財産売却に参加したことに起因して、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、高槻市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、高槻市は責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID およびパスワードなどを紛失もしくは、ログイン ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず高槻市は責任を負いません。

4 公有財産売却の参加申込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5 リンクの制限など

高槻市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、高槻市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、高槻市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、高槻市に無断で転載・転用することは一切できません。

6 システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

7 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

- 8 インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など
 - (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。
 - (2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。
売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第1第2水準漢字（JIS（工業標準化法（昭和24年法律第85号）第17条第1項の日本工業規格）X0208をいいます）を使用するものとします。
 - (3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。
- 9 高槻市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正
高槻市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。
- 10 その他
官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、高槻市が掲載したものでない情報については、高槻市インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。

インターネット公有財産売却における個人情報について
行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。